

平成29年5月1日 開 会  
平成29年5月1日 閉 会  
平成29年5月 臨時会

# 川南町議会議録

川南町議会事務局

平成29年第2回川南町議会臨時会(5月)会期表〔1日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	5月1日	月	開会 本会議(議案上程・提案理由説明)・討論・採決 閉会

# 目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
第1号 ( 5月1日 )	
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	4
開 会	5
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名	5
議長の辞職について	6
議長の選挙(所信表明)	6
副議長の辞職について	10
副議長の選挙(所信表明)	11
議席の一部変更・常任委員の選任・議会運営委委員の選任	13
特別委員会委員の選任	14
川南、都農衛生組合議員の選挙	15
西都児湯環境整備事務組合議員の選挙	16
宮崎県東児湯消防組合議員の選挙	16
報告第2号 専決処分の承認を求めるについて(川南町税条例の一部改正)	17
報告第3号 専決処分の承認を求めるについて(川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託契約(額)の変更)	17
報告第4号 専決処分の承認を求めるについて(平成28年度川南町一般会計補正予算(第7号))	17
議案上程・提案理由説明 (議案第31号)	20
議案上程・提案理由説明 (議案第32号・第33号)	21
同意第1号～第9号(農業委員会委員の選任について)	25
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	28
閉 会	29

川南町告示第56号

平成29年第2回(5月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年4月27日

川南町長 日 高 昭 彦

- 1 期日 平成29年5月1日
- 2 場所 川南町議会議事堂

---

○ 応招議員(13名)

1番	蓑原 敏朗 君	2番	中村 昭人 君
3番	児玉 助壽 君	4番	内藤 逸子 君
5番	税田 榮 君	6番	福岡 仲次 君
7番	三原 明美 君	8番	河野 浩一 君
9番	安藤 洋之 君	10番	林 光政 君
11番	竹本 修 君	12番	徳弘 美津子 君
13番	川上 昇 君		

○ 不応招議員(なし)

# 平成29年第2回川南町議会臨時会(5月)会議録

平成29年5月1日 (月曜日)

---

## 本日の会議に付した事件

平成29年5月1日 午前9時00分開会

- |        |  |
|--------|--|
| 日程第1   | 諸般の報告について  |
| 日程第2   | 会期の決定について  |
| 日程第3   | 会議録署名議員の指名について(安藤 洋之・林 光政)                                 |
| 追加日程第1 | 議長の辞職について  |
| 追加日程第2 | 議長の選挙  |
| 追加日程第3 | 副議長の辞職について   |
| 追加日程第4 | 副議長の選挙   |
| 追加日程第5 | 議席の一部変更について  |
| 日程第4   | 常任委員の選任  |
| 日程第5   | 議会運営委員の選任について  |
| 追加日程第6 | 特別委員会委員の選任について   |
| 追加日程第7 | 川南、都農衛生組合議員の選挙について   |
| 追加日程第8 | 西都児湯環境整備事務組合議員の選挙について                                      |
| 追加日程第9 | 宮崎県東児湯消防組合議員の選挙について  |
| 日程第6   | 報告第 2号 専決処分の承認を求めるについて(川南町税条例の一部改正)                        |
| 日程第7   | 報告第 3号 専決処分の承認を求めるについて(川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託契約(額)の変更) |
| 日程第8   | 報告第 4号 専決処分の承認を求めるについて(平成28年度川南町一般会計補正予算(第7号))             |
| 日程第9   | 議案第 31号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について                              |

- 日程第10 議案第 32号 財産（土地及び建物）の処分について
- 日程第11 議案第 33号 平成 2 9 年度川南町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第12 同意第 1号 農業委員会委員の選任について
- 日程第13 同意第 2号 農業委員会委員の選任について
- 日程第14 同意第 3号 農業委員会委員の選任について
- 日程第15 同意第 4号 農業委員会委員の選任について
- 日程第16 同意第 5号 農業委員会委員の選任について
- 日程第17 同意第 6号 農業委員会委員の選任について
- 日程第18 同意第 7号 農業委員会委員の選任について
- 日程第19 同意第 8号 農業委員会委員の選任について
- 日程第20 同意第 9号 農業委員会委員の選任について
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 福岡 仲次 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	.....日高 昭彦 君	副町長	.....清藤 荘八 君
教育長	.....木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	.....日高 裕嗣 君
総務課長	.....押川 義光 君	まちづくり課長	.....米田 政彦 君
産業推進課長	.....山本 博 君	農地課長	.....新倉 好雄 君
建設課長	.....吉田 喜久吉 君	環境水道課長	.....大山 幸男 君
町民健康課長	.....橋口 幹夫 君	教育課長	.....大塚 祥一 君
福祉課長	.....篠原 浩 君	税務課長	.....三角 博志 君

---

欠席した者の職氏名

代表監査委員.....谷村 裕二 君

---

午前9時00分開会

○議長（川上 昇君） おはようございます。

ただ今から平成29年第2回川南町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。全員、議員控え室へ移動願います。

午前9時00分休憩

.....  
午前9時48分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開いたします。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第1、諸般の報告を行います。前回の議会から本日までの主な事柄及び例月出納検査等の結果については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、安藤洋之君及び林光政君を指名します。

しばらく休憩します。

午前9時49分休憩

.....  
午前9時49分再開

○副議長（徳弘美津子君） ここで、議事の都合によりまして、これより私、副議長が議長に代わりまして議事の進行を行いたいと思います。皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

会議を再開いたします。休憩前に引き続き、会議を続行します。

ただ今、議長川上昇君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、順序を変更して、直ち



に議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、「議長の辞職について」を日程に追加し、順序を変更して、直ちに議題とすることに定決しました。

追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、川上昇君の退場を求めます。

（川上 昇君 退場）

お諮りします。川上昇君の議長の辞職を許可することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。従って、川上昇君の議長の辞職を許可することに決定しました。

川上昇君の入場を許可します。

（川上 昇君 入場）

お諮りします。この際、「議長の選挙」を日程に追加し、順序を変更して、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、この際「議長の選挙」を日程に追加し、順序を変更して、直ちに議長の選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2、議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

ただ今の出席議員は、13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、竹本修君及び蓑原敏朗君を指名します。

議長志願者の所信表明を行います。この所信表明は、川南町議会基本条例第2条第2項に基づき、町民に分かりやすい議長の選出を行うことを目的とするものです。

あらかじめ、徳弘美津子議員及び川上昇議員から所信表明の申し出がありますので、これを許可します。まず、はじめに徳弘美津子議員の発言を許可します。

○議員（徳弘美津子君） 今回議長に立候補させて頂く徳弘でございます。この3月定例会で決定した川南町議会基本条例第2条第2項に基づき立候補への所信を表明するものであり、このような場を持たせて頂くことは大変意義のあることだと感じております。私は現在3期10年を過ごそうとしております。

1期目は議会の事から様々な行政の事を先輩議員や当時の議会事務局長や職員の方々から教わり新人議員生活をともしっかり学ばせていただきました。1期後半で文教常任委員長を受けました。同僚議員の各委員との意見交換や先輩議員の貴重な指導は今も自分の中で活

かされております。また委員長の責務としての審議過程の意見やそれらを取りまとめる事、あわせて様々な会に参加させて頂き意見を述べさせて頂く機会の経験をさせて頂きました。委員長経験はとても重要であるとともに、これまでの委員長さんには敬意を表します。

2期目の前半では監査委員を受け、町財政や様々な団体活動内容など監査を通し財政等を知ることも出来ました。2期目後半と3期目前半で副議長をさせて頂くことが出来ました。議長を支えていくことが出来たのかは分かりかねますが全力で過ごした4年間でした。また10年間の議員生活のうち8年間議会広報委員をさせて頂きました。「読まれてないよ。」と言われることも多いのですが、議会に与えられた広報手段は生かさなければならぬと思うし先輩議員が積み上げた100号以上もの広報誌を委員の皆様と作り続けることは私の大きな糧になっております。

では、私の思いを述べさせて頂きます。私たち議員は町長と共に直接公選で選ばれた川南町の代表機関であります。議会は合議制の意思決定機関として町長と対等の二元代表制の立場にあることは皆様も十分に認識しておるかと思えます。その使命は町から提出された政策を決定し、それらが様々な見地できちんと実施できているかを監視する必要性が議会にはあります。議員は地域の中で多様化する住民の意思を反映させ討論を通じて町の統一意志を高め議会活動に邁進しなければなりません。

私たちは様々な立場や地域から選出されております。私たちは決定した政策をそれぞれ町民の皆様へ情報公開を行う必要があります。例えば情報を伝えていく事を100の数値で表します。うち30を行政が伝えるとします。そして各々の議員が13通りの活動で30を住民に伝えるとします。残りの40をどのように伝えるのか。今回の基本条例を基に言えば第3章の町民の議会の関係でありますように町民団体などとの意見交換の場を設けるために積極的に働きかけなければなりません。また年1回の議会報告会であったり、議会だよりもあります。これらを通し町民の皆様へ御意見を聴きながら個別的な事案の解決や町民全体のことを考えた活動をやっていくことが必要です。また最近のネット社会における報告の方法もあります。個人的にブログやSNSを使って日頃の活動や思いを述べられている議員さんもおられますが、議会のホームページの充実を事務局や広報委員と共にやっていけたらと思えます。限られた予算の中で年に4回の議会だよりでは述べる事が出来ない一般質問や議案質疑を閲覧者が議事録から検索するのではなく、議会のホームページなどで議員ごとに見られるように出来ないかと考えます。また各委員会や政務調査等の報告も知っていただくことが必要でないかと考えます。議員の皆様の手を煩わせる事が無いように、復命書を基に掲載して報告や考えを皆様にお知らせするのです。自治法などに抵触しない範囲でできることはやって行きたいと思えます。それら様々な手段をもって議会としての活動をホームページに掲載して町民に情報公開できればと考えます。そして様々な意見交換をもとに町民の皆様へ今、町がどのような方向に進もうとしているのか、今どのような状況であるのか、をお知らせすべきだ

と思っております。結果、町政に無関心をさせない町民を増やし町が出来ること、議員が出来ること、そして町民が出来ることを考えていくことがこれから生き残る町になると考えます。それらが10年間を終える今本当に必要であることを確信しております。議会内においては、議会は言論の府であり合議制の機関であります。定例議会はもちろんでありますが、全員協議会や勉強会の中で多様な意見が出せるようにしなければならないと感じます。これまでの私の知る歴代の議長さんの運営を見習いながら、私なりに皆様が様々な意見が言える取組みをやって行きたいと思えます。

最後になりますが、私は川南で生まれ育ったわけではないので感じるのですが、分け隔てなく町民の皆様に受け入れてくださる土壌のこの町は誇るべきものがあります。開拓の町としたウエルカム精神が今も根付いているのではないかと感じます。そして今こそ、その精神を活かす町づくりが出来るのではないかと考えています。私も残りの人生の終の棲家として生き、感謝して皆様のお役に立てるようにこれからも一所懸命頑張らせていただく所存です。これで私の議長立候補の所信表明を終わります。ありがとうございました。そして皆様よろしくお願ひいたします。

○副議長（徳弘美津子君） 次に、川上昇君の発言を許可します。

○議員（川上 昇君） 本日は、条例の定めとは言え、このように議長選挙に当り所信を述べさせて頂く機会を頂きましてありがとうございます。改めて御礼申し上げます。それでは早速ですが、議長に立候補するにあたり所信を述べさせて頂きます。

先ず初めに、本日までの2年間私の議長としての職務に対しまして厚く御支援を賜りましたことに、衷心より感謝申し上げます。そしてこの2年間で経験し学んだことを教訓に、改めて次のように考える次第でございます。

私は日頃から町民の皆さんから負託を受けた、町民の代表という町議会議員の使命として、常に町民の立場に立ち、住民の福祉のために、責任と役割を果たさなければならないと考えております。そしてそのために、率先して町民に開かれた信頼される町議会構築のために、絶え間ない努力と研鑽を行って参る決意でございます。

次に、町議会のスタンスとして、町民に開かれた議会の構築を確立したいと考えております。この度制定された議会基本条例の定めにある議会報告会もその一つの的確な方策で、町民の皆様の御意見を真摯に、しかも謙虚に受け止め、共に考え歩む議会を目指します。議会の情報公開も、途切れぬ議会改革も大事であり、皆様とともに一步一步進めて参ります。そして何より二元代表制の一翼を担う威厳ある議事機関でなくてはならないと考えております。

次に議会と町長はじめ執行機関との関係についてですが、対立の原理を基本とし、近からずも遠からずの距離と緊張感を保持し、是々非々の立場で抑制均衡を保たなければならないと考えております。またより良い町政実現を目指すために、議員側と町長側の双方が、様々な意見を出し合い、課題や論点を戦わせて十分に審議を尽くし、建設的な合意形成を図れる

活発な議会を築くために、全身全霊で取組む所存でございます。

最後になりますが、町民の皆様の信頼と期待に応えられる議会を構築するには、議員それぞれの努力と行動が不可欠でございます。私自身も、言うまでもなくその努力と行動を継続して参ります。さらに議長として中立、公平、公正で尊厳のある議会運営に努めるとともに、皆様方の御意見にも真摯に耳を傾けて参る決意でございます。

どうか、皆様方の御賛同と御支持を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、私の議長選挙に当たっての所信表明といたします。ありがとうございました。

○副議長（徳弘美津子君） 以上で、議長志願者の発言が終わりました。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

これより投票を行います。順次投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。竹本修君及び蓑原敏朗君に開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数13票。内、有効投票13票。無効投票0票

有効投票のうち、川上昇君7票、徳弘美津子君5票、児玉助壽君1票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

従って、川上昇君が、議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開場）

ただ今当選されました川上昇君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

議長に当選されました川上昇君を御紹介します。

ここで、御挨拶をお願いしたいと思います。

○議長（川上 昇君） ただ今の選挙におきまして、多くの御支援を賜り再び議長に選任頂きました。身の引き締まる思いでございます。つきましてはこれまでの2年間の経験を教訓に、各位の御指導、御協力を仰ぎながら円滑なる議会の運営と町政進展のため全力を尽くして参りますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○副議長（徳弘美津子君） 以上で、副議長の職務は全部終了しました。ここで新議長と交代します。御協力ありがとうございました。川上昇議長、議長席におつき願います。

しばらく休憩します。

午前10時11分休憩

.....  
午前10時12分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

ただ今、副議長徳弘美津子君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、順序を変更して、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、「副議長の辞職について」を日程に追加し、順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3、副議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、徳弘美津子君の退場を求めます。

（徳弘美津子君 退場）

お諮りします。

徳弘美津子君の副議長の辞職を許可することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

全員起立であります。

従って、徳弘美津子君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

徳弘美津子君の入場を許可します。

（徳弘美津子君 入場）

お諮りします。

この際、「副議長の選挙」を日程に追加し、順序を変更して、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、この際「副議長の選挙」を日程に追加し、順序を変更して、直ちに副議長の選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

ただ今の出席議員は、13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、中村昭人君及び児玉助壽君を指名します。

副議長志願者の所信表明を行います。この所信表明は、川南町議会基本条例第2条第2項に基づき、町民に分かりやすい副議長の選出を行うことを目的とするものです。

あらかじめ、福岡仲次議員から所信表明の申し出がありますので、これを許可します。

○議員（福岡 仲次君） 福岡仲次であります。私はこの度の副議長選に立候補することに致しました。これも今回議長選に対する色々な先輩方、同僚議員と話をする中で、「福岡お前がやってみないか」と言う意見が多数ありましたので決意した次第であります。そんな中で今回定められました議会条例を基にした根本的なスタートになろうかと思えます。そういう中で今回、議長支え行く副議長として自分が本当にあっているのか、不安でありますけれども、今まで農業委員会を24年間、それと色々な会議等にも出席をさせて頂き、いろんな人と出会い、いろんな意見を聴いてきました。そんな中で私が思うには、やっぱり議会は議会活動の活性化、充実強化を定めることにより町民への情報公開、これを基本として自分自身も成長していくんだ、という気持ちでですね、やっていきたいなと思ってます。そういう意味から、これからは議長を支えつつ縁の下の力持ちとして頑張っていきたいと思っておりますし、皆さんのお力添えが頂ければ精一杯頑張っていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

○議長（川上 昇君） 以上で、副議長志願者の発言が終わりました。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

これより投票を行います。順次投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。これから開票を行います。

中村昭人君及び児玉助壽君開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数13票。内、有効投票12票。無効投票1票。

有効投票のうち、福岡仲次君11票、蓑原敏朗君1票。

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は、4票であります。

従って、福岡仲次君が、副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開場）

ただ今当選されました福岡仲次君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

副議長に当選されました福岡仲次君を御紹介します。

ここで、御挨拶をお願いしたいと思います。

○議員（福岡 仲次君） はい、みなさんありがとうございました。これから2年間皆さんの礎となり、いろんな形で頑張っていきたいと思っておりますので今後ともよろしく願いいたします。

○議長（川上 昇君） しばらく休憩します。

午前10時24分休憩

.....  
午前10時24分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

議事日程について、お諮りします。

副議長の選挙に伴い、次の5件、追加日程第5、議席の一部変更について、追加日程第6、特別委員会委員の選任について、追加日程第7、川南・都農衛生組合議員の選挙につい

て、追加日程第8、西都児湯環境整備事務組合議員の選挙について、追加日程第9、宮崎県東児湯消防組合議員の選挙について、以上を日程に追加し、一部順序を変更して、直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、追加日程第5から追加日程第9までを日程に追加し、一部順序を変更して、直ちに議題とすることに決定されました。

追加日程第5、議席の一部変更を行います。

議長・副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。福岡仲次君の議席を12番に、徳弘美津子君の議席を6番にそれぞれ変更します。

変更した議席に着席願います。

しばらく休憩します。全員、議員控室へ移動願います。

午前10時26分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第4、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、総務厚生常任委員に徳弘美津子君、蓑原敏朗君、児玉助壽君、内藤逸子君、税田榮君、安藤洋之君を、文教産業常任委員に中村昭人君、竹本修君、三原明美君、河野浩一君、林光政君、福岡仲次君をそれぞれ指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名した方々をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

午前11時06分休憩

.....



午前11時06分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。ただ今各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

総務厚生常任委員長に徳弘美津子君、同副委員長に蓑原敏朗君、文教産業常任委員長に中村昭人君、同副委員長に竹本修君、以上の方々が、それぞれ互選されました。

日程第5、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については委員会条例第6条第2項の規定によって徳弘美津子君、竹本修君、蓑原敏朗君、中村昭人君をそれぞれ指名いたしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名した方々を議会運営委員に選任することに決定しました。

議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

午前11時07分休憩

.....

午前11時07分再開

○議長（川上 昇君） ただ今、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

議会運営委員長に徳弘美津子君、同副委員長に竹本修君が互選されました。

追加日程第6、特別委員会委員の選任についてを議題とします。

議会広報編集特別委員会の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、中村昭人君、徳弘美津子君、内藤逸子君、蓑原敏朗君、三原明美君、福岡仲次君をそれぞれ指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました方々を議会広報編集特別委員会に選任することに決定しました。特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

午前11時08分休憩

.....  
午前11時08分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

ただ今特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

議会広報編集特別委員長に中村昭人君、同副委員長に徳弘美津子君が互選されました。

つづきまして、以前から設置しております議長を除く全議員で構成する「学校再編調査特別委員会」について委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

午前11時09分休憩

.....  
午前11時09分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

ただ今特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

学校再編調査特別委員会の委員長に福岡仲次君、同副委員長に児玉助壽君が互選されました。

追加日程第7、川南・都農衛生組合議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、

御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定しました。

川南・都農衛生組合議員に徳弘美津子君、中村昭人君、竹本修君を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました徳弘美津子君、中村昭人君、竹本修君を川南・都農衛生組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました徳弘美津子君、中村昭人君、竹本修君が川南・都農衛生組合議員に当選されました。

ただ今、川南・都農衛生組合議員に当選されました徳弘美津子君、中村昭人君、竹本修君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

追加日程第8、西都児湯環境整備事務組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

西都児湯環境整備事務組合議員に川上昇君、中村昭人君を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました川上昇君、中村昭人君を西都児湯環境整備事務組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました川上昇君、中村昭人君が西都児湯環境整備事務組合議員に当選されました。

ただ今、西都児湯環境整備事務組合議員に当選されました、川上昇君、中村昭人君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

追加日程第9、宮崎県東児湯消防組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

宮崎県東児湯消防組合議員に川上昇君、徳弘美津子君を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました川上昇君、徳弘美津子君を宮崎県東児湯消防組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました川上昇君、徳弘美津子君が宮崎県東児湯消防組合議員に当選されました。

ただ今、宮崎県東児湯消防組合議員に当選されました川上昇君、徳弘美津子君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

しばらく休憩します。15分間休憩します。全員議員控え室に移動願います。

午前11時14分休憩

.....

午前11時29分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第6、報告第2号専決処分の承認を求めるについて（川南町税条例の一部改正）、日程第7、報告第3号専決処分の承認を求めるについて（川南町学校給食共同調理場における給

食調理等業務の委託契約（額）の変更、日程第8、報告第4号専決処分の承認を求めるについて（平成28年度川南町一般会計補正予算（第7号）、以上3議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本3議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、提案理由の説明を行います。報告第2号は、「地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律」が平成29年3月31日に公布され、改正すべき条項について平成29年3月31日及び平成29年4月1日に施行されたことに伴い、関係する川南町税条例について専決処分により一部を改正したものでございます。

改正の主なものは、個人住民税では、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることが明確化されました。肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例（いわゆる「免税対象牛の適用」）について、3年間延長されることになりました。また、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限が3年間延長されることになりました。法人町民税では、申告納付及び不足税額に対する延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備を行いました。軽自動車税では、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例」）について、適用期限が2年間延長されることになりました。固定資産税では、熊本地震をはじめ災害が頻発していることを踏まえ、被災代替家屋・償却資産に係る特例措置の創設や被災住宅用地に係る特例措置が拡充されました。次に報告第3号は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものでございます。内容に関しましては、平成29年4月1日より消費税率10%で計算し委託契約を締結していました川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務につきまして、消費税据え置きに伴い委託契約金額の減額を行ったものです。次に報告第4号は、専決処分をいたしました平成28年度川南町一般会計補正予算（第7号）につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。この補正予算は、町税、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税、国・県支出金、寄附金など年度末に確定した歳入がありましたので、平成28年度川南町一般会計予算の補正をいたしましたものでございます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5951万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億4458万7000円とするものでございます。それでは、その主なものにつきまして歳入から順を追って御説明申し上げます。まず町税ですが3200万円の増額となりました。地方譲与税は、806万円の増額、地方消費税交付金4761万円の増額、自動車取得税交付金464万2000円の増額、地方交付税2億1833万9000円の増額で、それぞれ交付額の決定によるものでございます。国庫支出金は、1223万2000円の減額で、社会福祉費負担金600万円、社会福祉費補助金268万7000

円、農業費補助金293万8000円の減額が主なものでございます。県支出金は、1497万6000円の減額で、社会福祉費負担金297万6000円、社会福祉費補助金622万1000円、農業費補助金725万7000円の減額が主なものでございます。寄附金は、9653万円の増額でふるさと納税が主なものでございます。町債は、1692万7000円の減額でございます。次に歳出について、御説明申し上げます。総務費は、4億5158万1000円の増額で、主なものは、特別交付税の増額及び執行残などにより、財政調整基金に3億円、公共施設等整備基金に1億4288万2000円、ふるさと振興基金に1億1753万5000円を積み立てるものでございます。諸基金への積立は、これから展開する諸政策や今後厳しい財政状況が見込まれることから、その財源として積立をさせていただくものでございます。次に民生費は、948万8000円の減額で、母子福祉費の扶助費443万8000円の減額が主なものでございます。衛生費は、678万8000円の減額で、塵芥処理費の委託料366万7000円の減額が主なものでございます。

農林水産業費は、4006万8000円の減額で、施設園芸用ハウス設置整備事業費補助金400万円、家畜疾病経営維持資金融通事業利子補給補助金613万3000円、漁港施設機能強化事業負担金939万円の減額が主なものでございます。商工費145万4000円の減額は、地域活性化拠点施設整備検討業務委託料67万8000円、スポーツ合宿助成事業52万5000円の減額が主なものでございます。土木費913万9000円、消防費518万7000円、教育費1389万1000円、災害復旧費485万2000円の減額は、それぞれ執行残によるものでございます。以上3報告、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は議案ごとに行います。

報告第2号、専決処分の承認を求めるについて（川南町税条例の一部改正）、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第2号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第2号、専決処分の承認を求めるについて（川南町税条例の一部改正）は、原案のとおり承認することに決定しました。

報告第3号、専決処分の承認を求めるについて（川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託契約（額）の変更）、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第3号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第3号、専決処分の承認を求めるについて（川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託契約（額）の変更）は、原案のとおり承認することに決定しました。

報告第4号、専決処分の承認を求めるについて（平成28年度川南町一般会計補正予算（第7号））、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第4号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第4号、専決処分の承認を求めるについて（平成28年度川南町一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9、議案第31号川南町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第31号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、「地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律」が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、関連する川南町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。国民健康保険税は、低所得者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、被保険者均等割及び世帯平等割の保険税について、7割、5割、2割軽減を行っています。こうした低所得者に対する軽減措置の拡充は、平成28年度税制改正においても行われたところではありますが、今年度も、5割軽減、2割軽減基準の軽減判定所得について改正が行われました。具体的には、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乗すべき金額を26万5000円から27万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乗すべき金額を48万円から49万円に、それぞれ引き上げるものです。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（川上 昇君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

議案第31号川南町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第31号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第31号川南町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10、議案第32号財産（土地及び建物）の処分について、日程第11、議案第33号平成29年度川南町一般会計補正予算（第1号）、以上2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本2議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第32号及び議案第33号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。議案第32号は、企業誘致の準備地として取得した財産（土地及び建物）を宮



崎くみあいチキンフーズ株式会社（代表取締役社長 川口謙一）に売り払うため地方自治法第96条第1項第8号及び川南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案第33号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9609万6000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1309万6000円とするものでございます。それでは、その内容につきまして、第1表の歳入から順を追って御説明申し上げます。今回は、財産収入1億9609万6000円の増額で、不動産売り払い収入を計上いたしました。次に歳出について、御説明申し上げます。総務費は1億8909万6000円の増額で財政調整基金積立金の計上を行いました。商工費は700万円の増額で本町の誘致企業として工場を建設する予定地に公道からの進入道路がないため、工事用の道路整備費を計上いたしました。以上2議案、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 以上で、提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（竹本 修君） ただ今、議案第32号財産（土地及び建物）の処分について、それから議案第33号平成29年度川南町一般会計補正予算（第1号）についての御提案がありましたが、内容が内容であるためにですね、こういった審議を深めるために、合同審査会ができないかというふうに思っております。動議として議会の取り計らいをさせていただきたいというふうに思いますが。議案第32号・第33号につきまして、先ほども申し上げますように、もう少し内容的に合同審査会を設けて深めて参りたいというふうに思いますが、取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（川上 昇君） 今、質疑ですから委員会付託してませんので、合同審査はまだ…。あの竹本議員そういうことでひとつ了承をしておきます。

○議員（児玉 助壽君） 議案第32号と33号は、川南町企業立地促進条例の第5条に関する案件と思うわけですが、第5条におきましては、町長は特に必要があると認めるときは、指定事業者に対し工場との設置に係る用地取得、道路等の整備労務の充足その他必要な事項について援助協力を行うことができる、とある。この第5条にそっての措置と思いますが、業者ですか、企業を指定する訳ですが、これについては議会の議決はこの促進条例を見るとですね、議会の議決はいらんようになっておりますが、この第3条におきまして、町長が行う奨励措置ですね、奨励措置は次のとおりとし、対象事業者及び奨励措置の内容は別表に掲げるとおりとするあり、この規則を見ますと、この奨励が、助成金とかあると、上限が定められているわけですが、この案の第5条においてはですね、上限額があのでおらんわけですが、ということは町長の気分次第で、あのいくらでも出せるようなそういう風にとれるわけでもあります、この700万円、この工事用道路整備費に計上しとるわけですが、この700万円全てこの事業者の、総額的な事業費になるのかこの700万円が。それとですね、工場用の

道路整備費となつとる訳ですが、当然あそこは、今見たところ出入り口が無い状況である訳であります、ということはこの工食用道路がもうあの工事が終わった後、そのままこの工場の出入り口の道路に活用するものと思ってるわけですが、この工用の道路整備費の700万円は、総体的な事業費であつて、この工用の道路の、その後の活用は、どのようになっておるのか、そしてこの限度額を、第5条についての限度額、については定めんで良いのか伺います。

**○産業推進課長（山本 博君）** 児玉議員の御質疑にお答えいたします。企業立地促進条例に基づきます件であります、この企業立地に該当するかどうか、と言うのがですね、工場が完成した後に、企業の方から町長宛てに申請がありまして、この審議会を開きまして、町長は諮問をこの審議会に行います。それで、その審議会で認められた場合に、はじめてこの条例に該当する指定業者となります。今回はですね、まだ申請書も出ておりませんので、町の姿勢という形で予算を計上させていただいた所であります。次に700万円についてであります、今回の土地につきましては進入道路が無いということで、工場の方で県道側の進入路を、4カ所予定をしております。西側から順に言いますと、生鳥を入れるところ、そして製品を出荷する所と次に来客用の入口、最後に資材の搬入路と職員の入退出する通路と言う形で4カ所考えております。工場の全体事業費としましては2カ年間かけまして約90億円程度とみておりますが、この事業費の中で、進入路が無いという事でその工場の入り口の部分のみの工事費という形で700万円計上させていただいております。この700万円の工事をする場所ではありますが、ちょうど製品を出荷する西側から2番目の所を想定をしております。工食用として使用しますが、工場完成後もですね、そのまま引き続きその道路を使いたいと考えております。最後に限度額についてであります、この点につきましては、要は町の方で企業をいかにこの川南町に誘致するかというところをですね、町の判断になろうかと思いません。以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** いまいち要領を得んかった訳ですが、これは出荷したり、この社員が出入りする道路も含めた事業費も入つとる訳ですか。工食用だけの道路じゃねえわけでしょう。最終的にはその出荷したり、社員が出入りする道路になるわけでしょう。じゃねえと、まあ新たにまた銭なにすることになると、まあ銭がいる訳ですが。それでしたら700万円じゃ足らんですね、その4カ所のなんじゃったら。限度額についてもですね、この3条で見ると規則において限度額が決められている訳ですが、するとですね、このような場合は、臨時議会の場合一日でする訳ですが、この3条についてはこの審議委員会の審議を受けんな、できん訳ですが。それ審議を受けた上で議会の議決を得るわけですが、今回の場合はですよ、審議とか審査を受けんずつ、こういうことをする訳ですがよ、700万円という金を、企業立地のちゅうたら名前がええけんどんですよ、自分たちが、この人だ、まだ納税しとらん訳ですが、自分たちは納税ずっとしとって、ちっと離れたところに家を作った場合はです

よ、自己負担になる訳ですが、と、そういう何をすつとあの公平性にも欠けると思うわけですが、町水道でもですよ、町道の部分は町が出すけんどん、町道から自分の自宅、家に入った場合はですね、町道から自宅までのなんは5割補助になつとるわけですかい、やっぱこの事業費700万円そのものをですよ、これ援助すつとは公平性面においてもですよ、あの企業誘致やかいつてよ、俺は如何なもんかと思うわけですが、まあ、今、課長が説明したともです、あんまり要領を得んかった訳ですが。まあこのやっぱこんげなどはですね、おれは町長の今年の、俺は目玉政策じゃち思うわけですが。ということはですねやっぱ定例会議あたりに計上してですよ、議案として提出して、慎重な審査をするようなあの分別をせんと、やっぱそういう不公平な部分もある訳ですから、やっぱ先ほど竹本議員が言ったようにですね、こら慎重に審査必要があると思いますので、そこ辺を含んでですね、合同の審査をですね、要求したいと思っておりますが、如何なものでしょうか。

○議長（川上 昇君） はい、ただ今、児玉助壽君それから先ほど竹本修君から、合同審査を求める動議がありました。この会議はですね、ただ今からしばらく休憩に入りますけども、失礼しました、休憩に入りますが。午後1時からですね、本件についての全員での審査をしたいという風に思いますが、議員の皆さん如何ですか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしですか、異議なし。それでは合同のこの議案に係る合同審査を致しますので、執行部のほうよろしくお願ひします。それではしばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午後0時05分休憩

.....  
午後2時25分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで口述の訂正を致します、先ほど合同審査と申し上げましたが、全員協議会に訂正いたします。他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は議案ごとに行います。

議案第32号財産（土地及び建物）の処分について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第32号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第32号財産（土地及び建物）の処分については、原案のとおり可決しました。

議案第33号平成29年度川南町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第33号平成29年度川南町一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場に立って討論をいたします。この議案につきましては、商工費700万円の増額についてであります。この案件については、本町が誘致企業として工場を建設する予定地に公道からの進入道路がないため、工事用の道路整備費を計上したものであります。先ほどの全員協議会の審査の中で、この公道、いわゆる県道に係る関係において、県の許認可を得ていないことが判明するとともに、700万円の道路整備費に係るその根拠となる設計図そのものそれらが無いために積算根拠が不明であります。従って、この道路手順手続きにおいて、不備があることが明確となっております。従って、本案件は議案として成立し難いものであります。よって、本原案に反対し、討論を終わりたいと思います。議員の皆様については、反対討論について、御賛同の上よろしくお願いいたします。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終ります。

これから議案第33号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（起立少数）

起立少数であります。

従って、議案第33号平成29年度川南町一般会計補正予算（第1号）は、否決されました。

日程第12、同意第1号農業委員会委員の選任について、日程第13、同意第2号農業委員会委員の選任について、日程第14、同意第3号農業委員会委員の選任について、日程第15、同意第4号農業委員会委員の選任について、日程第16、同意第5号、農業委員会委員の選任について、日程第17、同意第6号農業委員会委員の選任について、日程第18、同意第7号農業委員会委員の選任について、日程第19、同意第8号農業委員会委員の選任について、日程第

20、同意第9号農業委員会委員の選任について、以上、9議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 同意第1号から同意第9号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。改正農業委員会等に関する法律が施行されたことに伴い、関係する町条例の整備を平成28年12月議会において提出、可決いただいたところであります。現行農業委員の任期は、平成29年7月19日であるため、条例に基づき9人を次期農業委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。選考の基準といたしましては、法律及び規則の中にある選任要件を満たし、農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方の中から、地域の配置バランスを考慮して選任させていただきました。よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（川上 昇君） 本件は、人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

ただ今の出席議員は、12名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に内藤逸子君及び税田榮君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申し上げます。投票用紙にあらかじめ記載してあります同意第1号から同意第9号までの氏名の上にあります空欄に、それぞれ本件に賛成の方は「○（まる）」と反対の方は「×（ばつ）」と記載して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱を点検）

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

内藤逸子君及び税田榮君、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

投票の結果を報告します。報告は議案ごとに行います。

同意第1号、投票総数12票、そのうち「賛成」12票、「反対」0票。

以上のとおり、全員が賛成であります。

従って、同意第1号農業委員会委員の選任については、これに同意することに決定しました。

同意第2号、投票総数12票、そのうち「賛成」9票、「反対」3票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

従って、同意第2号農業委員会委員の選任については、これに同意することに決定しました。

同意第3号、投票総数12票、そのうち「賛成」12票、「反対」0票。

以上のとおり、全員が賛成であります。

従って、同意第3号農業委員会委員の選任については、これに同意することに決定しました。

同意第4号、投票総数12票、そのうち「賛成」12票、「反対」0票。

以上のとおり、全員が賛成であります。

従って、同意第4号農業委員会委員の選任については、これに同意することに決定しました。

同意第5号、投票総数12票、そのうち「賛成」11票、「反対」1票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

従って、同意第5号農業委員会委員の選任については、これに同意することに決定しました。

同意第6号、投票総数12票、そのうち「賛成」12票、「反対」0票。

以上のとおり、全員が賛成であります。

従って、同意第6号農業委員会委員の選任については、これに同意することに決定しました。

同意第7号、投票総数12票、そのうち「賛成」12票、「反対」0票。

以上のとおり、全員が賛成であります。

従って、同意第7号農業委員会委員の選任については、これに同意することに決定しました。

同意第8号、投票総数12票、そのうち「賛成」12票、「反対」0票。

以上のとおり、全員が賛成であります。

従って、同意第8号農業委員会委員の選任については、これに同意することに決定しました。

同意第9号、投票総数12票、そのうち「賛成」12票、「反対」0票。

以上のとおり、全員が賛成であります。

従って、同意第9号農業委員会委員の選任については、これに同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないのでそのように決定しました。

お諮りします。

各常任委員会の町内所管事項の調査についてであります。先ほど常任委員会が構成されましたので、その所管事項の調査を5月中に各常任委員会ごとに、4日以内の予定で行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、各常任委員会の所管事項の調査については、以上のとおり決定しました。

次に行政調査の件について、お諮りします。

所管事項調査とあわせて、それぞれ当面する問題についての行政調査を、各常任委員会ごとに行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないのでそのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成29年第2回川南町議会臨時会を閉会します。

なお、引き続き各常任委員会ごとに所管事項の調査について、担当課長等との調整をお願いします。

午後2時46分閉会

---